

糸島市及び相模女子大学・相模女子大学短期大学部との
「これからの女性のはたらき方研究」連携協力に関する協定書



糸島市（以下「甲」という。）及び相模女子大学・相模女子大学短期大学部（以下「乙」という。）とは、甲が提供する地域での生活や就業体験と、乙の提供する学生の調査研究への参画との機会を結び付け、これからの女性の多様なはたらき方や学生自らの人生形成（生き方）の可能性を広げる場を創出することを目的として、本協定を締結する。

（連携協力項目）

第1条 甲及び乙は、上記の目的を達成するため、次の各項に掲げる役割に基づき、連携協力事業（以下「本連携事業」という。）を行う。

2 甲の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査研究を遂行するための助言
- (2) 調査研究及び研究成果に関する情報発信
- (3) 調査研究のための情報、人材、場所等の仲介及び提供
- (4) 市民と学生との交流促進
- (5) その他目的達成のために、甲及び乙が必要と認めること

3 乙の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査研究を遂行するための助言
- (2) 調査研究及び研究成果に関する情報発信
- (3) 調査研究のための情報、施設等の提供
- (4) 教育及び研究に関する専門的な知識、技術等の提供
- (5) 学生参画の促進及び支援
- (6) その他目的達成のために、甲、乙及びが必要と認めること

（経費負担）



第2条 本連携事業に関する経費の負担は、甲及び乙のそれぞれの予算の範囲で行うものとし、本協定書により新たに経費負担の義務を課すものではない。

（事故等の処理）

第3条 学生の活動に関連して不慮の事故等が発生した場合、学生本人の責任においてこれを解決するものとする。ただし、甲及び乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本連携業務において開示又は提供された業務上の情報のうち、次の各号の方法により開示等された情報を本件秘密情報として取り扱う。なお、情報を開示又は提供をする甲又は乙を「開示者」とし、開示者より情報の開示又は提供を受ける甲又は乙を「受領者」とする。

- (1) 文書（ファクシミリ・電子メール・電子ファイル等を含む。）等により開示又は提供された業務

上の情報であり、かつ当該文書等において、「秘密」又はそれと同様の表示（以下、「秘密」等の表示」という。）が明記されているもの

(2) 口頭又は視覚的方法により開示又は提供された業務上の情報にあっては、受領者に対し、開示後 30 日以内に、開示した情報の概要、開示の日時・場所、開示を行った者を明記するとともに、「秘密」等の表示を明記した書面その他の媒体を送付しているもの

2 受領者は、開示者の事前の書面による同意を得ない限り、第三者に対し本件秘密情報を開示し又は本件連携業務で利用する目的以外に本件秘密情報を利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 開示者から開示を受ける前に既に公知であったもの

(2) 開示者から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの

(3) 開示を受けた側の受領者の責によらずにその後公知となったもの

(4) 開示者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(5) 法令による開示を求められたもの

(6) 受領者が本件秘密情報に依拠することなく、独自に創作した情報

(7) 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの

3 甲及び乙は、前 2 項の秘密情報について、善良なる管理のもと、注意を持って保管しなければならない。

4 甲及び乙は、本協定の有効期間終了後における本件秘密情報の取扱いを、本協定の有効期間終了までに、別途協議の上書面により取り決める。なお、当該取り決めがない場合、前 3 項の効力は、本協定の有効期間終了と同時に失われるものとする。

(期間)

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲及び乙に異議がない場合は、更に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても協議をして期間を変更することができる。

(解除)

第 6 条 甲及び乙は、相手方に対して 1 か月前までに書面による通知を行い、協議の上、本協定を解除することができる。ただし、甲及び乙が解除の協議を行うに当たっては、本件連携業務において関係した第三者に対し、十分な配慮を行うものとする。

(損害賠償)

第 7 条 甲及び乙は、前条に掲げる事由及び事業担当者又は事業協力者の故意又は重過失により相手方に損害を与えたときは、その損害（逸失利益による損害を除く。）を賠償しなければならない。その損害の額及び支払方法については、速やかに協議を実施するものとし、その協議を通じて円満な解決を図るものとする。

(その他)

第 8 条 本協定書に定めのない事項、その他甲乙間における個別の取決め事項等の内容との整合性に

疑義が生じた場合、本協定書等の内容を尊重しつつ、本協定書の目的に合致するよう甲及び乙で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名、捺印の上、各自1通を保管するものとする。

平成28年7月15日

糸島市 市長

月形 航



相模女子大学・相模女子大学短期大学部 学長

風間 誠史

